

インターネットの危険性から子供を守るためのメッセージ

子供のネット問題は、スマートフォンの普及により新たな問題が起こっています。このため、埼玉県教育委員会は子供のネット問題における現状について、「子供のネット問題連絡協議会」を設置し、県教育委員会や関係機関等が情報交換や意見交換を行い、その対応策について検討してまいりました。インターネットの危険性から子供を守るため、本メッセージを今後の指導に御活用ください。



スマートフォン（携帯電話）を持たせることを 検討している保護者の方へ

(1) 持たせるまえに

- 小学生には基本的に持たせないことをお勧めします。
- 持つ必要があるか、子供とよく話し合しましょう。
- ※ スマートフォンを持たせることで親にとって子供との連絡が便利になる反面、子供が危険な目に合う可能性も生じます。

(2) 持たせるときに

- フィルタリングサービスを必ず利用しましょう。
- 疑問点は販売員から詳しく説明をうけましょう。
- 子供と使い方のルールを作り、守れないときは使わせないと約束させましょう。
- 保護者のクレジットカードの番号と暗証番号や端末の設定変更の暗証番号を決して子供に教えないようにしましょう。
- ※ 子供の持ち物を親が見て、使い方を指導してあげることが一番の教育です。
- ※ フィルタリングの利用やルール作りは、持たせるときや機種変更をするときが一番のチャンスです。
- ※ 埼玉県青少年健全育成条例では、携帯電話事業者にはフィルタリングの説明をする義務やその導入を支援する努力義務が、**保護者にはその説明を聴く努力義務**が定められています。

インターネットの危険性から子供を守るためのメッセージ

子供のネット問題は、スマートフォンの普及により新たな問題が起こっています。このため、埼玉県教育委員会は子供のネット問題における現状について、「子供のネット問題連絡協議会」を設置し、県教育委員会や関係機関等が情報交換や意見交換を行い、その対応策について検討してまいりました。インターネットの危険性から子供を守るため、本メッセージを今後の指導に御活用ください。



こんな事に気をつけましょう【小学生保護者編】

(1) スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーの安全利用に関すること。

- 保護者が知らない機能は一切使わせないようにしましょう。
 - 各アプリの設定を定期的を確認しましょう。
 - ペアレンタルコントロール^(注)の設定を確認しましょう。
 - ※ お子様が使用している機器の機能や中身までしっかり把握しましょう。
 - ※ ゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LANを使用してインターネットに接続できる機種もあり、注意が必要です。
- (注)「ペアレンタルコントロール」とは、子供に悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が利用制限をかけるための装置やソフトウェアの機能のことです。

(2) インターネットを利用したSNS等における子供たちの問題点に関すること。

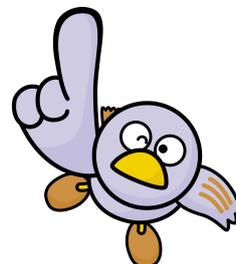
- 保護者が十分に監督できない場合、SNSや各種サイトへの会員登録、有料のネットゲームの利用等はおすすめしません。
- 保護者のIDやパスワードで各種サービスを利用させないようにしましょう。
- ※ いじめや性犯罪の事件に巻き込まれる可能性があります。
- ※ 子供が保護者のIDやパスワードでインターネットを利用した場合、子供にとって有害な成人向け画像、自殺サイト、暴力的な描写などを閲覧できてしまう可能性があります。
- ※ 様々な会員登録や有料ゲームは、自分で判断できるようになってからさせましょう。

(3) ネットいじめやネットトラブルの防止に関すること。

- メールや電子掲示板を使わせるときは、文章の内容を確認しましょう。
- ネット上に名前や住所など個人情報を投稿させないようにしましょう。
- ※ 自分や友人の顔写真を載せただけでも、トラブルになる可能性があります。

インターネットの危険性から子供を守るためのメッセージ

子供のネット問題は、スマートフォンの普及により新たな問題が起こっています。このため、埼玉県教育委員会は子供のネット問題における現状について、「子供のネット問題連絡協議会」を設置し、県教育委員会や関係機関等が情報交換や意見交換を行い、その対応策について検討してまいりました。インターネットの危険性から子供を守るため、本メッセージを今後の指導に御活用ください。



こんな事に気をつけましょう【中高生保護者編】

(1) スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーの安全利用に関すること。

○ どのようなアプリを使用しているか定期的に確認しましょう。

○ 各アプリの設定を定期的に確認させましょう。

○ペアレンタルコントロール^(注)の設定を利用しましょう。

※ お子様が使用している機器の中身までしっかり把握しましょう。

※ ゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LANを使用してインターネットに接続できる機種もあり、注意が必要です。

(注)「ペアレンタルコントロール」とは、子供に悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が利用制限をかけるための装置やソフトウェアの機能のことです。

(2) インターネットを利用したSNS等における子供たちの問題点に関すること。

○ IDやアカウント、メールアドレスなどを公開させないようにしましょう。

○ 各種サイトへ会員登録する場合や、有料ゲームを利用する場合は必ず保護者に相談させましょう。

※ いじめや性犯罪の事件に巻き込まれる可能性があります。

※ スマートフォン等で写真を撮るとGPS機能により位置情報が付加され、住所を知られてしまう場合もあります。

(3) ネットいじめやネットトラブルの防止に関すること。

○ 他人の悪口を書かせないようにしましょう。

○ 非常識な書き込みや画像などを投稿させないようにしましょう。

○ 他人の権利を侵害させないようにしましょう。

※ 自分や友人の顔写真を載せただけでも、トラブルになる可能性があります。

※ お様がネットトラブルの加害者とならないよう、しっかりと監督してください。

インターネットの危険性から子供を守るためのメッセージ

子供のネット問題は、スマートフォンの普及により新たな問題が起こっています。このため、埼玉県教育委員会は子供のネット問題における現状について、「子供のネット問題連絡協議会」を設置し、県教育委員会や関係機関等が情報交換や意見交換を行い、その対応策について検討してまいりました。インターネットの危険性から子供を守るため、本メッセージを今後の指導に御活用ください。



こんな事に気をつけましょう【学校編】

(1) 学校における指導方針に関すること。

- 「学校における携帯電話使用の指導方針」を参考に、携帯電話の取扱いに関する方針（ルール）を明確化し、教職員間で共通理解・共通指導を進めましょう。

※ 「ネットいじめ等の予防と対応策の手引（平成23年1月埼玉県教育委員会）」P62参照
生徒指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ijime/23keitai-kounaikitei.html>

(2) 具体的な指導内容に関すること。

- 保護者向けメッセージ^(注)の内容を参考に、発達段階に応じて計画的に指導しましょう。
- 近隣の学校の指導方針を互いに確認しましょう。（中学校区内での統一した指導も大切です。）
- トラブルの未然防止と共に、トラブルにあったときはすぐに大人に相談するように指導しましょう。

※ 「青少年の情報モラル啓発DVD その『つながり』大丈夫？」を御活用ください。
平成25年11月29日付け青第611-2号で各学校に配布されています。

(3) 保護者啓発に関すること。

- 保護者向けメッセージ^(注)の周知を図り、指導方針について保護者との共通理解を進めましょう。
- 保護者向け講演会などを開催し、ネットの利便性と危険性について保護者が学習する機会を作りましょう。

※ 平成25年度携帯電話に関する保護者意識調査結果によると、66.3%の保護者がインターネットの危険性について、もっと説明を受けたり学んだりしたいと回答しています。

※ 「子供安全見守り講座」を御利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/filtering/na-mousikomi.html>

(注) 「保護者向けメッセージ」とは、「こんなことに気を付けましょう【小学生保護者編】」「こんなことに気を付けましょう【中学生保護者編】」のことです。